



栃木県公報

平成26年
4月1日(火)
第2568号

目次

告示

- 私立学校の廃止認可..... 285
- 専修学校の廃止認可..... 285
- 各種学校の廃止認可..... 286
- 解除予定保安林..... 286
- 同..... 286
- 救急医療機関の指定の取消し..... 287
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定..... 287
- 土地改良区連合定款変更の認可..... 287
- 道路の区域の変更..... 288
- 指定管理者の指定に係る変更..... 289

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... 289
- 平成26年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 290
- 建設業者の監督処分..... 294
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 295
- 同..... 295
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 295
- 同..... 295

告示

栃木県告示第160号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、平成26年3月31日付けで、次のとおり私立学校の廃止を認可した。

平成26年4月1日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者
ミネ幼稚園	宇都宮市峰1丁目30番14号	学校法人ミネ学院
足利ひかり学園幼稚園	足利市菅田町892番地	学校法人足利ひかり学園
月かけ幼稚園	下都賀郡壬生町通町7番13号	宗教法人興光寺

栃木県告示第161号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、平成26年3月31日付けで、次のとおり専修学校の廃止を認可した。

平成26年4月1日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者
ハイテックビューティ専門学校	栃木市平柳町二丁目1番38号	学校法人産業教育事業団

栃木県告示第162号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、平成26年3月31日付けで、次のとおり各種学校の廃止を認可した。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	設 置 者
エルム洋裁学院	宇都宮市西川田三丁目8番6号	加藤 近子

(文書学事課)

栃木県告示第163号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上粕尾字河原木戸1165-7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

II

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上粕尾字河原木戸1165-6、1165-8
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

III

- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市湯西川字三河1876-1・1876-12・1876-23・字橋立2110-2・字マグロウミネ2113（以上の5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第164号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市湯西川字橋立2110-2・字マグロウミネ2113（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第165号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により、救急病院でなくなったことを告示する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地
医療法人中山会 宇都宮記念病院	宇都宮市大通り1-3-16
社団法人全国社会保険協会連合会 宇都宮社会保険病院	宇都宮市南高砂町11-17
一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンター 下都賀郡市医師会病院	栃木市境町27-21

(医療政策課)

栃木県告示第166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	
0932600067	障害者相談支援センターいぶき	高根沢町桑窪2266-2	社会福祉法人恵友会	高根沢町桑窪2266-2	平成25年 12月1日

(障害福祉課)

栃木県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区連合名	認可年月日
鬼怒中央土地改良区連合	平成26年3月24日

(農地整備課)

栃木県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年4月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 123号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
/	前A	芳賀郡芳賀町大字西水沼482-12から 芳賀郡芳賀町大字与能221-2まで	24.3～35.3	775.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	芳賀郡芳賀町大字西水沼482-1から 芳賀郡芳賀町大字与能221-2まで	9.9～13.1	670.0	
	後A	芳賀郡芳賀町大字西水沼482-12から 芳賀郡芳賀町大字与能221-2まで	24.3～35.3	775.0	
	後B	芳賀郡芳賀町大字西水沼102-1から 芳賀郡芳賀町大字与能221-2まで	10.8～13.1	380.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 南小林栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
153	前A	栃木市河合町1004-2から 栃木市室町199まで	16.0～18.3	72.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	栃木市河合町1004-2から 栃木市室町199まで	2.0～9.3	90.0	
	後	栃木市河合町1004-2から 栃木市室町199まで	16.0～18.3	72.0	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 高田筑西線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
------	--------	-----	-----------------	--------------	-----

207	前A	真岡市高田1229-1から 真岡市高田2404-3まで	7.0～9.0	1900.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	真岡市高田317から 真岡市高田2404-3まで	17.0～28.0	1900.0	
	後	真岡市高田317から 真岡市高田2404-3まで	17.0～28.0	1900.0	

IV

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 名草小俣線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
218	前	足利市小俣町1618-15から 足利市小俣町1619-1まで	14.4～23.4	75.0	
	後	足利市小俣町1618-15から 足利市小俣町1619-1まで	10.5～14.8	75.0	

(道路保全課)

栃木県告示第169号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
栃木県民ゴルフ場	グレイズ・インターナショナル株式会社	指定管理者の所在地	那須郡那珂川町白久1337番地2	那須郡那珂川町大字久那瀬字和台661番地1	平成25年 12月18日

(企業局経営企画課)

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代 表 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的	縦覧期限
平成26年 3月19日	特定非営利活動法人菊地ファミリー	菊地 隆	栃木県芳賀郡益子町大字大沢2760番地	この法人は、生活支援の必要な家庭の子ども又は家庭に恵まれない子どもの養育	平成26年 5月19日

	ホーム			支援を行い、児童福祉の増進・子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
--	-----	--	--	--------------------------------------

(県民文化課)

○平成26年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

平成26年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 募集する訓練課程
普通職業訓練 短期課程（委託コース）
- 2 募集予定人員

産業技術専門校名	所在地等	訓練科名	定員(人)	対象者
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6380	福祉サービス科	20×3	離転職者
		実務者研修・介護事務総合マスター科	20	離転職者
		福祉サービス介護事務科	20	離転職者
		医療事務・調剤薬局事務科	20	離転職者
			15	ひとり親家庭の父母等
		Webクリエイター科	20	離転職者
		OA経理実務科	20	離転職者
		OA事務初級実務科	15	若年者等
		ビジネスPC活用科	20	離転職者
		太陽光パネル・OAスキル養成科	20	離転職者
		ITスペシャリスト科	20	離転職者
		PCインストラクター・オペレーター養成科	20	離転職者
		簿記・FP初級科	20	離転職者
		簿記・会計ビジネス科	20	離転職者
ソリューション営業養成科	20	離転職者		
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲 5226-24 電話 0287-64-4000	福祉サービス科	20	離転職者
			20	若年者等
		医療事務・調剤事務科	20	離転職者
		Web初級科	20	離転職者
		OA経理事務科	20	離転職者
電子機器組立科	20	離転職者		

県南 産業技術専門学校	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	介護職員初任者研修科	20×2	離転職者
		福祉サービス科	20	離転職者
		医療事務・調剤薬局事務科	40	離転職者
		I T 基礎知識資格取得科	20	離転職者
		O A 総務実務科	15	離転職者
			5	ひとり親家庭の 父母等
		ビジネスデザイン基礎科	20	離転職者
		ビジネス会計・人事労務科	20	離転職者

注) 全ての訓練科について専修学校等に委託して実施する。

3 訓練期間及び応募資格

(1) 訓練期間

訓練科名	訓練期間	入 校 月	対 象 者
福祉サービス科	3か月	10月、11月、12月、1月	離転職者
	4か月	10月	若年者等
実務者研修・介護事務総合マスター科	6か月	10月	離転職者
福祉サービス介護事務科	3か月	1月	離転職者
介護職員初任者研修科	3か月	10月、1月	離転職者
医療事務・調剤薬局事務科	3か月	10月、11月	離転職者
		11月	ひとり親家庭の 父母等
医療事務・調剤事務科	3か月	11月	離転職者
I T 基礎知識資格取得科	6か月	10月	離転職者
W e b クリエイター科	3か月	12月	離転職者
W e b 初級科	3か月	1月	離転職者
O A 経理実務科	6か月	10月	離転職者
O A 事務初級実務科	4か月	11月	若年者等
O A 経理事務科	3か月	12月	離転職者
O A 総務実務科	3か月	12月	離転職者
		12月	ひとり親家庭の 父母等
ビジネス P C 活用科	3か月	1月	離転職者
太陽光パネル・O A スキル養成科	3か月	1月	離転職者
I T スペシャリスト科	9か月	6月	離転職者
P C インストラクター・オペレーター 養成科	3か月	8月	離転職者
簿記・F P 初級科	3か月	9月	離転職者

ビジネスデザイン基礎科	3か月	9月	離転職者
簿記・会計ビジネス科	3か月	10月	離転職者
電子機器組立科	3か月	11月	離転職者
ビジネス会計・人事労務科	3か月	11月	離転職者
ソリューション営業養成科	3か月	12月	離転職者

(2) 応募資格

職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者

4 募集期間及び応募方法

訓練科名	募集期間	応募方法
福祉サービス科	平成26年8月1日(金)から同月25日(月)まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、入校を希望する産業技術専門校に入校願書を提出する。
	平成26年9月1日(月)から同月25日(木)まで	
	平成26年10月1日(水)から同月27日(月)まで	
	平成26年11月4日(火)から同月25日(火)まで	
実務者研修・介護事務総合マスター科	平成26年8月1日(金)から同月25日(月)まで	
福祉サービス介護事務科	平成26年11月4日(火)から同月25日(火)まで	
介護職員初任者研修科	平成26年8月1日(金)から同月25日(月)まで	
	平成26年11月4日(火)から同月25日(火)まで	
医療事務・調剤薬局事務科	平成26年8月1日(金)から同月25日(月)まで	
	平成26年9月1日(月)から同月25日(木)まで	
医療事務・調剤事務科	平成26年9月1日(月)から同月25日(木)まで	
IT基礎知識資格取得科	平成26年8月1日(金)から同月25日(月)まで	
Webクリエイター科	平成26年10月1日(水)から同月27日(月)まで	
Web初級科	平成26年11月4日(火)から同月25日(火)まで	
OA経理実務科	平成26年8月1日(金)から同月25日(月)まで	
OA事務初級実務科	平成26年9月1日(月)から同月25日(木)まで	
OA経理事務科	平成26年10月1日(水)から同月27日(月)まで	
OA総務実務科	平成26年10月1日(水)から同月27日(月)まで	
ビジネスPC活用科	平成26年11月4日(火)から同月25日(火)まで	
太陽光パネル・OAスキル養成科	平成26年11月4日(火)から同月25日(火)まで	
ITスペシャリスト科	平成26年4月1日(火)から同月25日(金)まで	
PCインストラクター・オペレーター養成科	平成26年6月2日(月)から同月25日(水)まで	
簿記・FP初級科	平成26年7月1日(火)から同月25日(金)まで	
ビジネスデザイン基礎科	平成26年7月1日(火)から同月25日(金)まで	
簿記・会計ビジネス科	平成26年8月1日(金)から同月25日(月)まで	
電子機器組立科	平成26年9月1日(月)から同月25日(木)まで	

ビジネス会計・人事労務科	平成26年9月1日(月)から同月25日(木)まで
ソリューション営業養成科	平成26年10月1日(水)から同月27日(月)まで

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行う。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

訓 練 科 名	選 考 日
福 祉 サ ー ビ ス 科	9月16日(火)
	10月15日(水)
	11月17日(月)
	12月15日(月)
実務者研修・介護事務総合マスター科	9月16日(火)
福祉サービス介護事務科	12月18日(木)
介護職員初任者研修科	9月16日(火)
	12月18日(木)
医療事務・調剤薬局事務科	9月16日(火)
	10月15日(水)
医療事務・調剤事務科	10月15日(水)
I T 基 礎 知 識 資 格 取 得 科	9月16日(火)
W e b ク リ エ イ タ ー 科	11月17日(月)
W e b 初 級 科	12月16日(火)
O A 経 理 実 務 科	9月16日(火)
O A 事 務 初 級 実 務 科	10月15日(水)
O A 経 理 事 務 科	11月17日(月)
O A 総 務 実 務 科	11月17日(月)
ビ ジ ネ ス P C 活 用 科	12月18日(木)
太陽光パネル・OAスキル養成科	12月18日(木)
I T ス ペ シ ャ リ ス ト 科	5月15日(木)
PCインストラクター・オペレーター養成科	7月15日(火)
簿 記 ・ F P 初 級 科	8月18日(月)
ビ ジ ネ ス デ ザ イン 基 礎 科	8月18日(月)
簿 記 ・ 会 計 ビ ジ ネ ス 科	9月16日(火)
電 子 機 器 組 立 科	10月16日(木)
ビ ジ ネ ス 会 計 ・ 人 事 労 務 科	10月15日(水)
ソ リ ュ ー シ ョ ン 営 業 養 成 科	11月17日(月)

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、各産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

各産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 応募書類は、各産業技術専門校及び各公共職業安定所で配付する。

(2) 問合せ先

各産業技術専門校又は労働政策課（電話 028-623-3235）

校 名	所 在 地	電 話 番 号
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6380
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24	0287-64-4000
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76	0284-91-0803

(労働政策課)

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 処分をした年月日

平成26年3月24日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号	主たる営業所の所在地	代 表 者 の 氏 名	許 可 番 号
株式会社國谷電工	河内郡上三川町石田1628	代表取締役 國谷 賢吉	栃木県知事許可 (般-23)第15144号
大弘電設有限会社	宇都宮市大通り5-3-16	代表取締役 石川 健	栃木県知事許可 (般-23)第9208号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1)「電気工事業に関する営業」とは、発注者から直接電気工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が電気工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2)「民間工事」とは、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。）以外の建設工事をいう。

(2) 停止を命ずる期間

平成26年4月2日から同年5月1日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社國谷電工及び大弘電設有限会社が、東京電力株式会社（北ブロック）が発注する特定架空送電工事について、遅くとも平成24年2月6日以降、受注価格の低落防止等を図るため、他の建設業を営む者と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたため、これらの行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反するものとして、平成25年12月20日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、これらが確定したこと（建設業法第28条第1項第3号該当）。

（監理課）

○都市計画決定図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成26年4月1日に決定した、大田原都市計画地区計画（市役所周辺地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成26年4月1日に決定した、大田原都市計画地区計画（実取地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成26年4月1日に変更した、大田原都市計画用途地域（市役所周辺地区及び実取地区）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成26年4月1日に変更した、大田原都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

（都市計画課）